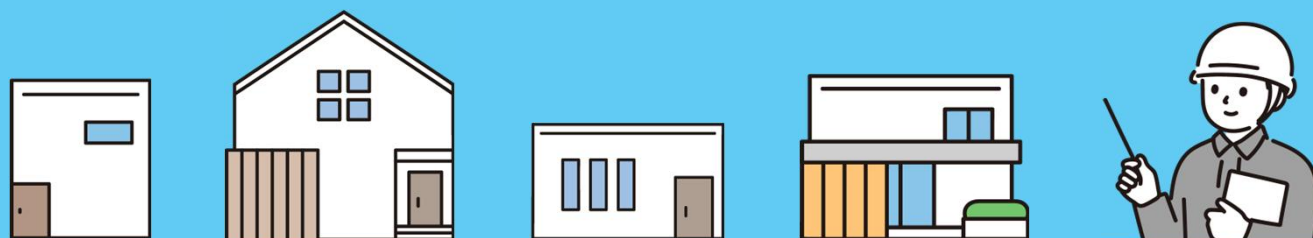


設計者・工務店の皆様へ

2025年4月から木造戸建住宅の完了検査が変わりました

2025年4月以降に着工した一定規模の木造戸建住宅※は検査省略制度（旧4号特例）の対象外となり、**全ての建築基準関係規定に適合するかを検査**します
併せて、**省エネ基準への適合性についても検査対象**となります

※階数2以上又は延べ面積200㎡超



完了検査申請・受検時の**注意点**！

① 申請時の注意点

- ・省エネに係る部分の施工状況や工事監理結果の報告書である「**省エネ基準工事監理報告書※**」が必要となります。
- ・省エネ計画に係る変更が行われた場合、「**軽微な変更説明書**」が必要となります。

※様式は下記の県HPよりDL可能



② 受検時の注意点

- ・検査は、目視、計測、動作確認等のほか、施工者が作成する**各工程の書類（自主検査記録、実測図等）や工事写真**により実施します。
- ・検査時に型番等が目視により確認できない断熱材やサッシ、設備機器等は、**納入仕様書や試験成績書等の施工関連図書**により確認します。

③ その他留意事項

- ・事前に変更手続きが行われていない場合、検査に必要な書類や工事写真等が不足している場合、**検査済証を交付できないことがあります。**

詳細は裏面をご覧ください

①完了検査申請時に提出が必要となる書類

書類名称	注意事項
☐ 検査申請書	記入方法の注意を読んで作成してください。 工事監理の状況(第四面)の記入には特に留意してください。
☐ 確認申請書	建築確認（変更確認）を受けた機関に完了検査申請を行う場合は添付不要です。
☐ 省エネ適合性判定等に要した図書	法適合の内容に応じて、下記のいずれかを添付してください。 (省エネ適判等を受けた機関に完了検査申請を行う場合は添付不要です。) ・省エネ適判に要した図書及び書類 ・設計住宅性能評価、長期優良住宅認定に要した図書及び書類(省エネ関係部分) ・建設住宅性能評価に係る検査報告書又はその写し ・建築物省エネ法施行規則第8条各号の認定(大臣認定、性能向上計画認定、低炭素建築物認定)に要した図書及び書類
☐ 軽微な変更	軽微な変更があった場合に添付してください。 ・建築基準関係規定(建築物省エネ法を除く) 当該変更内容を記載した書類 ・建築物省エネ法 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 (省エネ計画に係る変更がルートCに該当する場合、軽微変更該当証明書も添付してください。)
☐ 省エネ基準 工事監理報告書	仕様基準の場合、省エネ適判等を受けた場合ともに添付してください。
☐ 委任状	代理者による申請の場合に必要です。
☐ 都市緑地法第43条第1項の認定書の写し	緑化率規制を受ける場合の工事完了猶予 (R7年9月時点 県内に対象の地域等無し)

②受検時に提示が必要となる書類

- 工事施工者が作成する品質管理記録等の各種書類(自主検査記録、実測図等)
- 構造上主要な部分、指定建築材料、省エネ基準関係資材・設備の納品書、納入仕様書、試験成績書等の施工関連図書
- 各工程の工事写真

【2階建て木造住宅などの工事写真リストの例】

対象	写真の部分
材料	☐ 構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など ☐ 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後 ☐ 支持地盤の状況
	コンクリート打設前 ☐ 配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等) ☐ アンカーボルト(ホールダウン用、土台用)の設置状況(埋め込み長さ、フック) ☐ 型枠の施工状況(各部の寸法、立上り型枠補強)
	コンクリート打設後 ☐ 脱型時期の記録 ☐ ジャンカ、コールドジョイント等の有無
木造の部分	☐ 防腐防蟻処理の範囲 ☐ 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置 ☐ 接合金物の配置: 柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台 ☐ 接合部に応じた接合具の種類、本数 ☐ 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
屋根	☐ 瓦等、屋根ふき材の留付状況
大臣認定品	☐ 耐力壁、準耐力壁等
外皮の部分 (省エネ関係)	☐ 外壁、屋根、床等の断熱材等の仕様、設置・施工状況